



宮 崎 県 公 報

平成23年 9 月15日 (木曜日) 第 2320 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (国保・援護課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (“) 1	
○生活保護法に基づく介護機関 (居宅介護事業所) の指定…………… (“) 1	
○生活保護法に基づく施術者の指定…………… (“) 1	
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 2	
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機 関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (“) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同 意…………… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更 (3 件) …………… (道路保全課) 2	

○道路の供用の開始 (2 件) …………… (道路保全課) 3	
公 告	
○市町村宮土地改良事業の施行協議の適当の決定 (農村整備課) 3	
○公共測量終了の通知…………… (管理課) 4	
○都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2 件) …… (都市計画課) 4	
○入札公告…………… 4	
○落札者等の公告 (3 件) …………… 5	

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数及び 3 分の 1 の数…………… 6	
○選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分 の 1 の数…………… 6	

正 誤

○平成10年12月22日付け県公報 (号外第 114号) 中…………… 6	
--	--

告 示

宮崎県告示第 774号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条の規定により、医療
扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
企業組合 富高薬 局 本町本店	宮崎県日向市本町14番 1号	平成18年 9 月 1 日

宮崎県告示第 775号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の 2 の規定により、
指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
企業組合 富高薬 局 本町本店	宮崎県日向市本町14番 1号	平成17年 8 月31日
なごみ薬局 西都 店	宮崎県西都市妻町 3 丁 目 133番地	平成23年 8 月 1 日

宮崎県告示第 776号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の 2 第 1 項の規定に
より、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指

定した。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
株式会社 川野ソーシ ャルワーク オフィス	宮崎県小林 市細野1892 番地 5	緑町ショ ートステイ センター	宮崎県小林 市細野 246 番地 1	平成23年 8 月 1 日
株式会社カ クイックス ウィング	鹿児島県鹿 児島市谷山 港 2 - 1 - 2	株式会社カ クイックス ウィング日 向オフィス	宮崎県日向 市財光寺沖 町62- 1	平成23年 6 月13日
株式会社の あ	宮崎県東諸 県郡綾町北 俣 957番地 2	デイベー スゆるーっ と	宮崎県東諸 県郡綾町北 俣 957番地 2	平成23年 7 月 1 日
社会福祉法 人 清風会	宮崎県東白 杵郡美郷町 西郷区田代 2208番地	グループホ ームみさと	宮崎県東白 杵郡美郷町 西郷区田代 2208番地	平成23年 4 月 1 日

宮崎県告示第 777号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条において準用する同

法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年月日
西島 正敏 (あくた鍼灸接骨院)	宮崎県延岡市無鹿町1丁目 2148番地	平成23年 6月1日
江藤 光昭 (えとみ鍼灸整骨院)	宮崎県児湯郡高鍋町大字北 高鍋1396番地	平成23年 5月17日
今吉 昭博 (えとみ鍼灸整骨院)	宮崎県児湯郡高鍋町大字北 高鍋1396番地	平成23年 5月17日

宮崎県告示第 778号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
豊川 建二	社団法人八日会 藤元早鈴病院	都城市	心臓血管外科	平成23年9月1日
藤目 憲一	社団法人八日会 藤元早鈴病院	都城市	リハビリテーション科	平成23年9月1日
水永 康成	医療法人悠隆会 田中医院	延岡市	内科・外科・整形外科	平成23年9月1日
大窪 崇之	県立日南病院	日南市	循環器内科	平成23年9月1日
岩坪 耕策	医療法人宏仁会 海老原総合病院	高鍋町	内科	平成23年9月1日
寺井 親則	医療法人社団聖山会川南病院	川南町	外科	平成23年9月1日
野口 重次	医療法人社団聖山会川南病院	川南町	内科	平成23年9月1日
松島 俊介	医療法人社団聖山会川南病院	川南町	外科	平成23年9月1日

宮崎県告示第 779号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
しびた薬局	都城市	薬局	平成23年 9月1日
カイ薬局 一ヶ岡店	延岡市	薬局	平成23年 9月1日
あたご調剤薬局	小林市	薬局	平成23年 9月1日
さいと薬局	西都市	薬局	平成23年 9月1日

宮崎県告示第 780号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	平成23年7月31日
発起人の住所及び氏名	串間市 大山實 串間市 河野正己ほか25名
加入区の名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第 781号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月15日から平成23年9月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字谷内4673番7地先から同郡同町同区田代同字4672番地先まで	旧	7.0 ~ 13.4	28.1
				新	8.9 ~ 14.3	28.1

宮崎県告示第782号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月15日から平成23年9月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
25	県道	宮崎停車場線	宮崎市錦町156番1地先から同市同町156番7地先まで	旧	106.4 ~ 106.8	10.4
				新	97.5 ~ 97.5	10.4

宮崎県告示第783号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年9月15日から平成23年9月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字広原字広原4993番1地先から同郡同町同大字同字4993番1地先まで	旧	24.3 ~ 25.5	15.2
				新	24.3 ~ 42.3	15.2

宮崎県告示第784号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月15日から平成23年9月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道388号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字谷内4673番7地先から同郡同町同区田代同字4672番地先まで	平成23年9月15日

宮崎県告示第785号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年9月15日から平成23年9月29日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
405	県道	西麓小林線	西諸県郡高原町大字広原字広原4993番1地先から同郡同町同大字同字4993番1地先まで	平成23年9月15日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、西都市が行う土地改良事業(南方地区、ため池等整備事業)の施行協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年9月15日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
決定に係る土地改良事業計画書写し

- 縦覧期間

平成23年9月15日から平成23年10月18日まで

3 縦覧場所
西都市役所農林振興課内

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、宮崎県公報第2296号により公告した公共測量（カラー撮影、縮尺1/10,000）が平成23年 8 月31日終了した旨、三股町長から通知があった。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
- 2 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画 ごみ焼却場
佐土原町清掃工場

3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所
宮崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画を定める者の名称
宮崎市
 - 2 都市計画の種類及び名称
田野都市計画道路
3・5・3号 井倉南原線
- 3 縦覧場所
宮崎県県土整備部都市計画課
宮崎県宮崎土木事務所
宮崎市都市整備部都市計画課

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成23年 9 月15日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量 四輪用運転シミュレーター一式
 - (2) 借入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成24年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで
 - (4) 納入場所 宮崎県警察本部運転免許課
 - (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数がある

ときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 契約に係る特約事項
 - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 6 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
 - (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格、要件
 - (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成23年宮崎県告示第 154号に規定する資格を有するものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しないこと。
 - キ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続き開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
 - ク 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配若しくは利用していると認められる者でないこと。
 - (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは

これに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭
1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509
電話番号 0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成 23 年 10 月 20 日（木）午後 5 時

ウ 提出方法 アの場所に持参又は郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成 23 年 9 月 15 日から平成 23 年 10 月 26 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成 23 年 9 月 15 日から平成 23 年 10 月 26 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
- (2) 日時 平成 23 年 10 月 27 日（木）午後 2 時

7 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

11 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased : Driving Simulator, 1 set
- (2) Time limit for tender : 2:00 p.m. 27 Oct, 2011
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 23 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

普通科高校教育用コンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 23 年 7 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) NEC パーソナルシステム南九州株式会社宮崎営業所 宮崎県宮崎市大塚町樋ノ口 2004 番地
- (2) NEC キャピタルソリューション株式会社九州支社 福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額

54,873,000 円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成 23 年 5 月 26 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 23 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

商業高校教育用コンピュータ賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 23 年 7 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 株式会社システム開発 宮崎県宮崎市大橋 3 丁目 101 番地 1 号
- (2) NEC キャピタルソリューション株式会社九州支社 福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額

29,213,100 円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成 23 年 5 月 26 日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成 23 年 9 月 15 日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 落札に係る調達件名及び数量

総合実践システム賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県教育庁財務福利課 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号

3 落札者を決定した日

平成 23 年 7 月 6 日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 富士電機 IT ソリューション株式会社宮崎支店 宮崎県宮崎市江平 1 丁目 3 番 6 号
- (2) 三菱 UFJ リース株式会社九州支店 福岡県福岡市中央区天神一丁目 12 番 7 号

5 落札金額

102,690,000 円

6 一般競争入札の公告を行った日
平成23年5月26日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第68号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年9月2日現在次のとおりである。

平成23年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,643人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 222,023人

宮崎県選挙管理委員会告示第69号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成23年9月2日現在次のとおりである。

平成23年9月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

宮崎市選挙区 107,645人
都城市選挙区 46,179人
延岡市選挙区 36,018人
日南市選挙区 16,247人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区 16,354人
日向市選挙区 17,227人
串間市選挙区 5,908人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区 9,509人
えびの市選挙区 6,195人
北諸県郡選挙区 6,553人
東諸県郡選挙区 7,937人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区 20,015人
東臼杵郡選挙区 8,506人
西臼杵郡選挙区 6,425人

正 誤

平成二十三年九月十五日 宮崎県公報（号外第百十四号）中

ページ	段	行	誤	正
11	上	三十九	止むを得ない	やむを得ない
11	下	四十九	討議	討論

四	上	三十八	破棄	廃棄
四	下	四十九	討議	討論
六	上	十八	討議	討論